桜 農 第 59 号 令 和 7 年 3 月 13 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

_

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1)	地域農業の現状及び	課題

中山間地に位置している地区で、東西に走る谷筋にそって集落が存在し、集落を挟むように農地が存在している。 集落内にも農地はあるが、高齢化が進み、また若手も集落を離れ独立していく中で管理が行き届かない農地が増 えてきている。また、農地としての継続や賃借が難しい農地については、太陽光発電施設の設置が進んでいる。

(2)	地域における	農業の将来の在りた	7

担い手による農地の集積、集約化を進めつつ、また、新規耕作者を確保していきたい。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

٠.			
	区域内の農用地等面積		20.22 ha
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.22 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

\*

×

(1)農用地の集積、集約化の方針	
(一) 辰州地の未慎、未利心の力率	
現状では中山間支払グループが管理を行っているが、高齢化が進んでいる。現状は継続して管理を続けていが、段階的に集積・集約を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	
現状では中山間直接支払交付金グループでの管理・耕作が続いているため、現時点での活用は要しない後の離農等の状況に合わせて機構に貸し付け、集積・集約を進める。	, <b>今</b>
(3)基盤整備事業への取組方針	;
 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	$\dashv$
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
乾燥・調整・刈り取りを、JAや他の集落の農業者に委託している。	
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)	
☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等	
□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他	
1. 選択した上記の収組力 虹】	
【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害防止対策	
① 鳥獣被害防止対策 地域で獣害対策の柵を設置している。	
①鳥獣被害防止対策	